

# 原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書

～令和元年における状況について～

（概況報告と総括）

令和2年3月

原子力損害賠償紛争解決センター

## 目次

<b>第1 センターの組織</b>	<b>1</b>
1 総括委員会	1
2 事務所体制	2
3 人員体制	3
<b>第2 申立ての動向</b>	<b>5</b>
1 申立件数等	5
2 住所地別の申立件数等	9
3 損害項目別の申立件数等	13
4 業種別の申立件数等	14
<b>第3 取扱いの状況</b>	<b>15</b>
1 既済件数及び未済件数の動向	15
2 和解成立の損害項目別動向	21
<b>第4 広報等</b>	<b>22</b>
1 説明会の開催等	22
2 電話による問合せの状況	26
<b>第5 当面の課題と解決に向けた取組</b>	<b>27</b>
1 本件事故の発生から8年を経て	27
2 案件処理の現状と課題	27
3 訴訟とADRの関係	31
4 広報活動	32
5 終わりに	34

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）の平成31年1月から令和元年12月までの1年間（以下「令和元年」という。）における活動状況について報告する。

## 第1 センターの組織

センターは、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）の行う東京電力株式会社<sup>1</sup>福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）による原子力損害の賠償に関して生じた紛争の和解の仲介の手續（以下「和解仲介手續」という。）を実施する組織であり<sup>2</sup>、総括委員会<sup>3</sup>、パネル（仲介委員<sup>4</sup>による単独又は合議体の和解仲介手續の実施主体をいう。以下同じ。）及び同手續の庶務を行う文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室<sup>5</sup>（以下「和解仲介室」という。）から構成されている<sup>6</sup>。

### 1 総括委員会

総括委員会は、和解仲介手續を円滑かつ効率的に遂行するために同手續を総括する委員会として、審査会のもとに設置され、令和元年12月末現在、審査会会長が指名した委員長1名及び委員2名の計3名で構成されている<sup>7</sup>。

平成31年1月8日に総括委員の交代があり、富田 善範 弁護士（元東京高等裁判所部総括判事）が総括委員長に指名された。また、平成31年4月16日に須藤 典明 弁護士（前総括委員長）が総括委員会により総括委員会顧問<sup>8</sup>に指名された。これにより、総括委員会顧問は5名となった。

総括委員会が令和元年に行った主な活動は次のとおりである。

#### （1）会議の開催

総括委員会の会議は、あらかじめ総括委員長が総括委員会に諮って開催することとされており<sup>9</sup>、平成31年1月から令和元年12月までの間に計11回（第130回会議から第140回会議まで）開催された。

#### （2）主な議決事項

令和元年は、「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成30年におけ

<sup>1</sup> 東京電力株式会社は、平成28年4月1日に会社分割によりホールディングカンパニー制に移行し、持株会社「東京電力ホールディングス株式会社」に商号変更。本件事故による原子力損害の賠償に責任を負うのは「東京電力ホールディングス株式会社」となる。以下、商号変更の前後を通じて「東京電力」という。

<sup>2</sup> 「原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領」（平成23年8月5日審査会決定。以下「要領」という。）第6条

<sup>3</sup> 要領第1条

<sup>4</sup> 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第7条の2第1項

<sup>5</sup> 要領第7条

<sup>6</sup> 原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成23年8月26日総括委員会決定）第1条

<sup>7</sup> 要領第1条

<sup>8</sup> 原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程（平成23年8月26日総括委員会決定。以下「運営規程」という。）第2条4項

<sup>9</sup> 運営規程第3条第2項

る状況について～（概況報告と総括）」（以下「平成 30 年活動状況報告書」という。）等について、会議において、又は、持ち回りにより、議決を行った。

## 2 事務所体制

センターは、東京都内に第一東京事務所と第二東京事務所の 2 か所（いずれも港区西新橋一丁目）、福島県内に 5 か所の計 7 事務所において業務を行っていたが、令和元年 12 月より、第二東京事務所を第一東京事務所に集約し、第一東京事務所を東京事務所に名称変更しており、以降は東京都内には 1 か所、福島県内に 5 か所の計 6 事務所において業務を行っている。

東京事務所で、申立書の受理手続を行っているほか、口頭審理等の和解仲介手続や各種連絡調整など和解仲介手続に伴う事務、文部科学省ホームページにおける和解仲介の結果の公表その他のセンターの活動に係る情報提供、令和元年 6 月までフリーダイヤルによる各種問合せへの対応（後記「第 4 2 電話による問合せの状況」参照）も実施している。

また、福島事務所（郡山市）並びに同事務所の県北支所（福島市）、会津支所（会津若松市）、いわき支所（いわき市）及び相双支所（南相馬市）の 5 つの事務所では、福島原発事故被災地に近いという特性を生かして、被害者の方々からの和解仲介の申立方法や申立手続に関する窓口での問合せや、令和元年 7 月よりフリーダイヤルによる各種問合せ（後記「第 4 2 電話による問合せの状況」参照）に応じているほか、テレビ会議システムを活用した口頭審理手続等を行っている。

さらに、福島事務所と東京事務所とが連携して、福島県内を中心とする各地の住民・事業者の方々を対象とした説明会等への参加、和解事例集（簡易版）の配布等、センターの取組に関する広報の充実にも取り組んでいる（後記「第 4 1 説明会の開催等」参照）。

会津支所は、平成 30 年 11 月 14 日より第 2・第 4 水曜日、大熊町役場会津若松出張所（旧福島県立会津学鳳高校跡）に出張窓口を開設している<sup>10</sup>。

なお、事故からの時の経過に伴い、福島県内の事務所における申立件数及び窓口対応件数が減少傾向にある一方で、後述（「第 5 4 広報活動」参照）するように広報活動を一層強化する必要があることから、来年度より、福島県内の 3 つの支所（県北支所、会津支所、いわき支所）については、各支所の申立件数や窓口件数の状況に応じて、開所日の見直し<sup>11</sup>を行いつつ、今後、関係地方公共団体や関係団体との緊密な連携の下、説明会への協力など、福島県内の各地域の実情に即したきめ細かな広報活動に一層注力し、適切な賠償が実現されるよう努めていきたいと考えている。

<sup>10</sup> 会津支所は、毎週水曜日及び金曜日には支所での窓口業務を行っていない。

<sup>11</sup> 県北支所については週 3 日の開所、会津支所については現在の会津若松市一箕町松長から会津若松市追手町（福島県会津若松合同庁舎内）に事務所を移転した上で週 2 日の開所、いわき支所については週 4 日の開所を予定している。

### 3 人員体制

センターを構成する総括委員会、パネル（仲介委員）及び和解仲介室の人員体制の推移は、表1に示すとおりである。

【表1 センターの人員体制の推移】

○平成23年から令和元年までの推移

	平成 23年 12月	平成 24年 12月	平成 25年 12月	平成 26年 12月	平成 27年 12月	平成 28年 12月	平成 29年 12月	平成 30年 12月	令和 元年 12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	-	-	-	-	-	3	4	4	5
仲介委員	128	205	253	283	278	278	276	277	278
調査官	28	91	193	192	189	184	181	161	132
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)	153 (28)	151 (28)	144 (27)	137 (27)	123 (26)
合計	193	411	603	639	623	619	608	582	541

○令和元年、月別推移

	令和元年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5
仲介委員	279	279	279	278	278	278	278	277	277	278	278	278
調査官	159	155	152	142	141	140	139	134	134	133	133	132
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	134 (27)	137 (27)	137 (27)	122 (22)	126 (25)	126 (26)	128 (26)	127 (26)	124 (26)	124 (26)	121 (26)	123 (26)
合計	579	578	575	550	553	552	553	546	543	543	540	541

※各月の月末における人数を示したものである。

※総括委員会顧問：総括委員会からの求めに応じ和解仲介手続及び総括委員会の業務に関する重要な事項について助言を行う審査会の委員又は特別委員

仲介委員：総括委員会による指名を受けて和解仲介手続を実施する審査会の特別委員（弁護士）

調査官：仲介委員を補佐する和解仲介室の職員（弁護士又は弁護士有資格者）

和解仲介室職員：調査官以外の和解仲介室の職員であり、裁判所・法務省からの出向者、弁護士及び文部科学省の職員等により構成される。

#### 【概要】

令和元年12月末時点で、総括委員3名、総括委員会顧問5名のほか、仲介委員278名（平成30年12月末比1名増）、調査官132名（同29名減）、和解仲介室職員123名（同14名減）の体制となった。調査官は、任期1年の任期付非常勤職員であるが、再任を希望しなかった、又は自己都合による退職をした人員数と、後述する案件動向等も見た上で、新規採用を実施していないため、人数は減少傾向にある。

このほか、仲介委員の参考とするため、専門的知見に基づく調査及び評価を行う専

門委員 4 名（建築の専門家 2 名、不動産鑑定士 2 名）が発令されている。

## 第2 申立ての動向

### 1 申立件数等

申立件数等の推移は、表2に示すとおりである。

【表2 申立件数等の推移】

○平成23年から令和元年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
期間別申立件数 (累計)	521 -	4,542 (5,063)	4,091 (9,154)	5,217 (14,371)	4,239 (18,610)	2,794 (21,404)
申立種別内訳						
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)	986 (23.3%)	701 (25.1%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)	3,253 (76.7%)	2,093 (74.9%)
申立人数 (分離を除く)	1,206	11,971	25,738	29,534	23,984	9,508
(分離を除いた累計)	-	(13,177)	(38,915)	(68,449)	(92,433)	(101,941)
申立人数 (分離を含む)	1,206	12,055	25,914	29,534	23,984	9,508
(分離を含んだ累計)	-	(13,261)	(39,175)	(68,709)	(92,693)	(102,201)
申立ての 弁護士代理件数	129 (24.8%)	1,501 (33.0%)	1,351 (33.0%)	2,048 (39.3%)	1,742 (41.1%)	1,227 (43.9%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.3	2.6	6.3	5.7	5.7	3.4
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.3	2.7	6.3	5.7	5.7	3.4

	平成29年	平成30年	令和元年	全期間合計
期間別申立件数 (累計)	1,811 (23,215)	1,121 (24,336)	1,209 (25,545)	25,545
申立種別内訳				
法人申立て	472 (26.1%)	240 (21.4%)	175 (14.5%)	5,623 (22.0%)
個人申立て	1,339 (73.9%)	881 (78.6%)	1034 (85.5%)	19,922 (78.0%)
申立人数 (分離を除く)	3,648	2,158	3,668	111,415
(分離を除いた累計)	(105,589)	(107,747)	(111,415)	
申立人数 (分離を含む)	3,648	5,477	3,668	114,994
(分離を含んだ累計)	(105,849)	(111,326)	(114,994)	
申立ての 弁護士代理件数	735 (40.6%)	385 (34.3%)	248 (20.5%)	9,366 (36.7%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.0	1.9	3.0	4.4
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.0	4.9	3.0	4.5

○令和元年、月別内訳

	令和元年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
期間別申立件数 (累計)	88 (24,424)	96 (24,520)	177 (24,697)	101 (24,798)	88 (24,886)	126 (25,012)
申立種別内訳						
法人申立て	12 (13.6%)	17 (17.7%)	15 (8.5%)	14 (13.9%)	11 (12.5%)	11 (8.7%)
個人申立て	76 (86.4%)	79 (82.3%)	162 (91.5%)	87 (86.1%)	77 (87.5%)	115 (91.3%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	178 (107,925)	203 (108,128)	401 (108,529)	200 (108,729)	192 (108,921)	358 (109,279)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	178 (111,504)	203 (111,707)	401 (112,108)	200 (112,308)	192 (112,500)	358 (112,858)
申立ての 弁護士代理件数	25 (28.4%)	24 (25.0%)	22 (12.4%)	20 (19.8%)	26 (29.5%)	17 (13.5%)

	令和元年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数 (累計)	105 (25,117)	96 (25,213)	79 (25,292)	87 (25,379)	117 (25,496)	49 (25,545)
申立種別内訳						
法人申立て	37 (35.2%)	19 (19.8%)	8 (10.1%)	15 (17.2%)	12 (10.3%)	4 (8.2%)
個人申立て	68 (64.8%)	77 (80.2%)	71 (89.9%)	72 (82.8%)	105 (89.7%)	45 (91.8%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	1,234 (110,513)	213 (110,726)	169 (110,895)	151 (111,046)	254 (111,300)	115 (111,415)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	1,234 (114,092)	213 (114,305)	169 (114,474)	151 (114,625)	254 (114,879)	115 (114,994)
申立ての 弁護士代理件数	29 (27.6%)	22 (22.9%)	14 (17.7%)	18 (20.7%)	14 (12.0%)	17 (34.7%)

※ 平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

※ 平成 26 年 5 月以降は、一部の申立ては「集合立件」（代理人が付されていない本人による集団申立てについて、同じ日に提出された複数の申立書を併せて 1 件として立件し、各申立書については枝番により管理を行うという立件方式）により計上している。

※ 括弧内のパーセントは、各件数を期間別申立件数で除した数値である。

※ 法人の代表者が同一申立書で、法人と個人のそれぞれの立場で被った損害を列記して申し立てた場合には、法人申立て 1 件として計上している。

※ （累計）は、平成 23 年 9 月以降の累計である。

※ 申立件数のうち、平成 24 年：1 件、平成 25 年：2 件、平成 30 年：5 件は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立件数。

※ 申立人数のうち、平成 24 年：84 人、平成 25 年：176 人、平成 30 年：3,319 人は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立人数。この分離された事案の申立人数を除いたものが申立人数の上段、含んだものが下段となる。



○平成 26 年から令和元年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)

※ 初回申立て：当該申立ての申立人が当該申立て以前に和解仲介の申立てをしていない場合をいう。

複数回申立て：当該申立ての申立人が当該申立て以前に別の事件番号での和解仲介の申立てをしている場合をいう。

分離に係る申立て：当該申立てが手続上分離されたものである場合をいう。

※ 申立受付時に申立人の氏名・名称と事故時住所・所在地をもって複数回目の申立てと認識できた申立件数を「複数回申立て」として計上しており、厳密な本人確認等を行ったものではないため、「概数」としての統計となる。

※ これまでの数字を見直した結果、平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

○平成 23 年から令和元年までの 1 件の申立人数が 100 以上の申立ての推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	累計
申立人数100以上／件の 期間別申立件数	1	10	11	36	16	14	0	0	1	89

※ 1 件（1 事件番号）当たりの申立ての申立人数が 100 以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化して申し立てられた一つ一つの申立てが 100 未満であった場合には集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまで、代理人が付かない本人による「集団」申立ては申立書ごとに事件番号が付されていたので集計の対象外となる等）。

※ 平成 30 年は、表とは別に、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案で 1 件の申立人数が 100 以上の事案が 3 件ある。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	累計
普通地方公共 団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	2	26
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	12	74
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	12	45
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	26	148

※ 地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースが幾つか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※ これまでの数字を見直した結果、平成 24 年～27 年の申立件数については、平成 29 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

## 【概要】

令和元年の申立件数は1,209件<sup>12</sup>となり、平成30年の件数と比較すると7.9%増であった。また、個人による申立件数と法人による申立件数の割合は、平成30年と比較すると個人による申立件数の割合が6.9%増加して85.5%となった。月ごとの申立件数を見ると、3月は177件であった一方で、12月は49件となった。他の月は100件前後を推移している。

初回申立てと複数回申立ての推移（概数）を見ると、平成30年に比べて、複数回申立ての件数は増加している一方、初回申立ての件数は、減少している。初回申立ては全体の36.2%（平成30年の初回申立件数の97.1%）、複数回申立ては全体の63.8%（平成30年の複数回申立件数の115.9%）である。平成26年から令和元年にかけての初回申立ての件数及び割合が段階的に減少している傾向が続いているが、本件事故から時が経過する一方で、なお3件に1件以上が初回申立てとなっている。

申立人数については3,668人であり、平成30年の手続上分離された事案の申立人数を除いた人数と比較すると70.0%増であった。毎月の申立人数を見ると、7月に申立件数の変動を大きく超えるピークがある。これは、同月に集団申立てがされたことによるものである。

令和元年における1件当たりの申立人数は、3.0となり、平成30年よりも高水準であった。

弁護士の代理が付された申立ての割合は、令和元年は13.8%減少し、20.5%となった。

なお、令和元年においては、地方自治法上の普通地方公共団体である都道府県及び市町村による申立ては26件であり、平成30年（19件）よりも増加している。このうち、都道府県からは2件の申立てがあった。

---

<sup>12</sup> なお、平成26年5月以降、「集合立件」の方式を導入したため、平成26年以降の申立ての中には、それ以前であれば複数の件数となっていたところを1件にまとめた申立てが含まれている。平成29年、平成30年及び令和元年は集合立件の方式を採用した申立てはなかった。

## 2 住所地別の申立件数等

令和元年に行われた申立てについて、住所地別の申立件数等は、表3に示すとおりである。

【表3 住所地別の申立件数等】

	自治体名	事故時(※1)				申立時(※1)	
		件数	比率(※2)		件数	比率(※2)	
			初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)			
浜通り (いわき市、 相馬市、 新地町 を除く)	双葉郡浪江町	411	53 (12.9%)	358 (87.1%)	34.0%	23	1.9%
	南相馬市	208	96 (46.2%)	112 (53.8%)	17.2%	177	14.6%
	双葉郡富岡町	62	22 (35.5%)	40 (64.5%)	5.1%	7	0.6%
	双葉郡大熊町	48	20 (41.7%)	28 (58.3%)	4.0%	2	0.2%
	双葉郡双葉町	23	6 (26.1%)	17 (73.9%)	1.9%	1	0.1%
	双葉郡楢葉町	21	13 (61.9%)	8 (38.1%)	1.7%	7	0.6%
	相馬郡飯舘村	18	3 (16.7%)	15 (83.3%)	1.5%	2	0.2%
	双葉郡広野町	5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0.4%	6	0.5%
	双葉郡葛尾村	5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0.4%	1	0.1%
	双葉郡川内村	4	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0.3%	3	0.2%
	小計	805	219	586	66.6%	229	18.9%
浜通り (いわき市、 相馬市、 新地町に限る)	いわき市	68	47 (69.1%)	21 (30.9%)	5.6%	149	12.3%
	相馬市	11	5 (45.5%)	6 (54.5%)	0.9%	15	1.2%
	相馬郡新地町				0.0%	2	0.2%
	小計	79	52	27	6.5%	166	13.7%
福 島 県  県北	福島市	57	33 (57.9%)	24 (42.1%)	4.7%	110	9.1%
	二本松市	16	11 (68.8%)	5 (31.3%)	1.3%	31	2.6%
	伊達市	12	7 (58.3%)	5 (41.7%)	1.0%	16	1.3%
	伊達郡川俣町	7	1 (14.3%)	6 (85.7%)	0.6%	8	0.7%
	本宮市	5	3 (60.0%)	2 (40.0%)	0.4%	12	1.0%
	伊達郡桑折町	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0.2%	8	0.7%
	伊達郡国見町	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	2	0.2%
	安達郡大玉村				0.0%	3	0.2%
小計	100	56	44	8.3%	190	15.7%	
県中	郡山市	51	39 (76.5%)	12 (23.5%)	4.2%	89	7.4%
	田村市	8	5 (62.5%)	3 (37.5%)	0.7%	6	0.5%
	須賀川市	6	4 (66.7%)	2 (33.3%)	0.5%	9	0.7%
	岩瀬郡鏡石町	4	(0.0%)	4 (100.0%)	0.3%	3	0.2%
	岩瀬郡天栄村	3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0.2%	1	0.1%
	石川郡石川町	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0.2%	2	0.2%
	田村郡三春町				0.0%	6	0.5%
	小計	74	50	24	6.1%	116	9.6%
県南	白河市	3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0.2%	3	0.2%
	東白川郡塙町	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0.2%	1	0.1%
	西白河郡西郷村	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	3	0.2%
	西白河郡矢吹町	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	東白川郡鮫川村				0.0%	1	0.1%
	小計	8	5	3	0.7%	9	0.7%

	自治体名	事故時(※1)				申立時(※1)	
		件数	比率(※2)		件数	比率(※2)	
			初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)			
福島県	会津若松市	7	7 (100.0%)	(0.0%)	0.6%	13	1.1%
	喜多方市	4	1 (25.0%)	3 (75.0%)	0.3%	7	0.6%
	南会津郡南会津町	4	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0.3%	5	0.4%
	耶麻郡磐梯町	4	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0.3%	4	0.3%
	耶麻郡北塩原村	3	3 (100.0%)	(0.0%)	0.2%	3	0.2%
	南会津郡檜枝岐村	2	2 (100.0%)	(0.0%)	0.2%	2	0.2%
	南会津郡只見町	2	2 (100.0%)	(0.0%)	0.2%	2	0.2%
	耶麻郡西会津町	2	(0.0%)	2 (100.0%)	0.2%	2	0.2%
	南会津郡下郷町	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	1	0.1%
	大沼郡会津美里町				0.0%	3	0.2%
	小計	29	19	10	2.4%	42	3.5%
福島県内計		1095	401	694	90.6%	752	62.2%

	都道府県名	事故時(※1)				申立時(※1)	
		件数	比率(※2)		件数	比率(※2)	
			初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)			
北海道・東北	宮城県	32	11 (34.4%)	21 (65.6%)	2.6%	72	6.0%
	岩手県	27	1 (3.7%)	26 (96.3%)	2.2%	28	2.3%
	山形県	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0.2%	14	1.2%
	北海道	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	6	0.5%
	秋田県	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	3	0.2%
	青森県				0.0%	4	0.3%
	小計	64	14	50	5.3%	127	10.5%
関東・甲信越	栃木県	9	4 (44.4%)	5 (55.6%)	0.7%	19	1.6%
	東京都	9	2 (22.2%)	7 (77.8%)	0.7%	48	4.0%
	茨城県	8	3 (37.5%)	5 (62.5%)	0.7%	48	4.0%
	千葉県	8	3 (37.5%)	5 (62.5%)	0.7%	33	2.7%
	神奈川県	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0.2%	29	2.4%
	山梨県	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	3	0.2%
	群馬県				0.0%	5	0.4%
	埼玉県				0.0%	23	1.9%
	新潟県				0.0%	19	1.6%
	長野県				0.0%	8	0.7%
	小計	38	15	23	3.1%	235	19.4%
北陸・東海	石川県				0.0%	2	0.2%
	福井県				0.0%	1	0.1%
	岐阜県				0.0%	2	0.2%
	静岡県				0.0%	5	0.4%
	愛知県				0.0%	8	0.7%
	小計				0.0%	18	1.5%

	都道府県名	事故時(※1)			申立時(※1)		
		件数	比率(※2)		件数	比率(※2)	
			初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)			
近畿	三重県				0.0%	6	0.5%
	滋賀県				0.0%	6	0.5%
	京都府				0.0%	10	0.8%
	大阪府				0.0%	18	1.5%
	兵庫県				0.0%	6	0.5%
	奈良県				0.0%	5	0.4%
	和歌山県				0.0%	1	0.1%
	小計				0.0%	52	4.3%
中国・四国	島根県	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	4	0.3%
	岡山県				0.0%	5	0.4%
	広島県				0.0%	1	0.1%
	愛媛県				0.0%	3	0.2%
	小計	1		1	0.1%	13	1.1%
九州・沖縄	長崎県	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%		0.0%
	大分県	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	2	0.2%
	福岡県				0.0%	2	0.2%
	熊本県				0.0%	1	0.1%
	宮崎県				0.0%	5	0.4%
	沖縄県				0.0%	1	0.1%
	小計	2	2		0.2%	11	0.9%
事故時住所なし(事故後に申立会社設立)		1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%		0.0%
不明		8	6 (75.0%)	2 (25.0%)	0.7%		0.0%
福島県以外の国内計		114	37	77	9.4%	456	37.7%
海外	中国				0.0%	1	0.1%
	小計				0.0%	1	0.1%
福島県以外計		114	37	77	9.4%	457	37.8%
合計		1209	438	771	100.0%	1209	100.0%

※1 住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。また、申立時住所は申立書の記載に従っており、当センターが申立時における居住の実態を独自に確認したものではない。

※2 令和元年の全申立件数 1,209 件に対する比率。

## 【概要】

令和元年に行われた申立てを住所地別に見ると、事故時の住所が福島県内である被害者からの申立てが全体の 90.6% を占め、また、申立時の住所が福島県内である被害者からの申立てが 62.2% となっているなど、平成 30 年と同様の傾向が見られた。

事故時の住所が双葉郡浪江町である被害者からの複数回申立ての件数が 358 件と顕著である。これは、平成 30 年 4 月に浪江町住民の集団申立てが打切りとなったが、同集団申立ての打切り後、集団申立てに参加した浪江町住民による個別申立てが行われるなど、集団申立てに参加した被害者による再度の申立てが多くあったことが一つの要因としてあげられる。これらの再度の申立てに当たっては、「第 4 1 説明会の開催

等」で後述するように、地方公共団体等との連携により開催された説明会等の広報活動による影響があると考えられる。

### 3 損害項目別の申立件数等

令和元年の損害項目別の申立件数等は、表4に示すとおりである。

【表4 損害項目別の申立件数等】

	申立 総件数	項目内訳								
		避難費用	生命・身体 的損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動産 関連	除染費用
件数 (割合)	1,209	431 (35.6%)	192 (15.9%)	720 (59.6%)	302 (25.0%)	206 (17.0%)	96 (7.9%)	158 (13.1%)	98 (8.1%)	74 (6.1%)
前年比	107.9%	117.4%	127.2%	161.4%	71.7%	113.8%	101.1%	100.0%	89.9%	125.4%

参考) 平成30年

件数 (割合)	1,121	367 (32.7%)	151 (13.5%)	446 (39.8%)	421 (37.6%)	181 (16.1%)	95 (8.5%)	158 (14.1%)	109 (9.7%)	59 (5.3%)
------------	-------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--------------	----------------	---------------	--------------

参考) 平成30年との比較

件数 (割合)	88	64 (72.7%)	41 (46.6%)	274 (311.4%)	△119 (△135.2%)	25 (28.4%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)	△11 (△12.5%)	15 (17.0%)
対H30年 変化割合	7.9%	17.4%	27.2%	61.4%	△28.3%	13.8%	1.1%	0.0%	△10.1%	25.4%

※ 複数の損害項目を含む申立ては複数の項目に重複計上しているため、「項目内訳」の「(割合)」の合計は100%を超える。「項目内訳」の「(割合)」は、各損害項目の件数を、「申立総件数」で除した数値である。

#### 【概要】

令和元年に行われた申立てを損害項目別に見ると、各項目が占める割合は、平成30年と比較して精神的損害の割合が19.8%増加し、営業損害の割合が12.6%減少しているが、その他の損害項目は平成30年までとおおむね同様の傾向を示している。

各損害項目別の申立件数についても、精神的損害が約1.6倍に増加し、営業損害が約7割に減少しているが、その他の損害項目は平成30年と同程度となっている。

精神的損害の申立件数の増加については、「2 住所地別の申立件数等」で前述した平成30年4月の浪江町住民の集団申立て打切り後の再度の申立てが多くあったことが一つの要因として考えられる。

#### 4 業種別の申立件数等

令和元年に営業損害の賠償を申し立てた法人及び個人事業主が営む業種の内訳は、表5に示すとおりである。

【表5 業種別の申立件数等】

	営業損害 申立件数	業 種 内 訳						
		農林 水産業	製造業 加工業	販売業	建設業	不動産業	医療業	サービス業 等
件数 (割合)	302	68 (22.5%)	54 (17.9%)	86 (28.5%)	18 (6.0%)	35 (11.6%)	8 (2.6%)	98 (32.5%)
前年比	71.7%	65.4%	61.4%	63.2%	100.0%	106.1%	80.0%	81.0%

参考) 平成30年

件数 (割合)	421	104 (24.7%)	88 (20.9%)	136 (32.3%)	18 (4.3%)	33 (7.8%)	10 (2.4%)	121 (28.7%)
------------	-----	----------------	---------------	----------------	--------------	--------------	--------------	----------------

参考) 平成30年との比較

件数 (割合)	△ 119	△ 36 (30.3%)	△ 34 (28.6%)	△ 50 (42.0%)	0 (0.0%)	2 (△1.7%)	△ 2 (1.7%)	△ 23 (19.3%)
対H30年 変化割合	△28.3%	△34.6%	△38.6%	△36.8%	0.0%	6.1%	△20.0%	△19.0%

※ 「サービス業等」は、サービス業のほかに、農林水産業、製造業・加工業、販売業、建設業、不動産業、医療業に含まれない業種が含まれている。

※ 複数の業種を営んでいる申立人は複数の業種に重複計上されているため、「業種内訳」の「(割合)」の合計は100%を超える。「業種内訳」の「(割合)」は、各業種の件数を「営業損害申立件数」で除した数値である。

#### 【概要】

令和元年の営業損害の申立件数は302件であり、平成30年よりも119件減少した。業種別に集計した申立件数の全体に占める割合は、平成30年までと同様に、農林水産業、製造業・加工業、販売業及びサービス業等の申立件数の割合が多く、建設業、不動産業及び医療業の申立件数の割合が比較的少なかった。

営業損害全体の申立件数が減少する中、申立件数の減少割合が比較的大きい業種は、製造業・加工業（88件から54件へ38.6%減）であり、件数が増加した業種は不動産業（33件から35件へ6.1%増）であった。



### 第3 取扱いの状況

#### 1 既済件数及び未済件数の動向

センターに申立てがあった事案の既済（終了）件数及び既済事由別内訳は、表6に示すとおりである。

【表6 取扱状況の推移】

○平成23年から令和元年までの推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	全期間 合計
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	25,545
期間別既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388	24,605
(内訳)										
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,643	2,755	1,581	1,232	969	19,748
和解打ち切り	0	272	429	300	274	201	195	252	199	2,122
取下げ	4	381	312	316	364	447	356	333	220	2,733
却下	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
未済件数	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	1,816	1,119	940	940

【参考】

一部和解成立	0	246	987	516	61	175	127	107	92	2,311
仮払和解成立	0	80	27	1	0	0	0	0	0	108

○令和元年、月別内訳

	令和元年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数	88	96	177	101	88	126	105	96	79	87	117	49
期間別既済件数	145	107	90	114	88	109	146	101	109	133	113	133
(内訳)												
和解成立	110	75	54	86	57	79	92	74	76	99	79	88
和解打ち切り	19	13	18	16	15	11	26	10	12	20	17	22
取下げ	16	19	18	12	16	19	28	17	21	14	17	23
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	1,062	1,051	1,138	1,125	1,125	1,142	1,101	1,096	1,066	1,020	1,024	940

【参考】

一部和解成立	13	12	10	7	4	4	11	16	3	5	5	2
仮払和解成立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 平成23年は9月～12月合計、平成24年以降は1月～12月合計。

※ 「未済件数」は各期間末における未済件数を示したものである。

※ 平成27年1月以降、既済案件の計上方法を、審理の結果が明らかになった日に計上する従来の方法から、手続完了日に計上する方法へと変更している。変更後の方法によれば平成27年に計上すべきもののうち、平成26年に既に計上したものがあつたため、平成27年の既済件数がその分少なくなつている。

※ 「一部和解成立」「仮払和解成立」は、申立件数 1 件に対して同日に成立した案件がそれぞれ 2 件以上あった場合においても、1 件として計上している。

※ これまでの数字を見直した結果、平成 27 年の既済件数のうち、和解成立と取下げの件数が、平成 29 年までの活動状況報告書と異なっている。

※ 「和解の仲介をしない」とは、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第 10 条第 1 項及び原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第 33 条に定められている、申立てに係る紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申立てをしたと認めるときの終了理由である。平成 30 年の 1 件は、東京電力に対して返還すべき過払金の確定を求めるものであったが、迅速な被害者救済に資するものではないことなどから和解の仲介をしないこととなったものである。

### ○平成 26 年から令和元年までの主な和解打ち切り理由の内訳

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	合計
期間別既済件数	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388	18,076
(既済件数の内訳)							
和解成立	4,438 (87.8%)	3,643 (85.1%)	2,755 (81.0%)	1,581 (74.2%)	1,232 (67.8%)	969 (69.8%)	14,618 (80.9%)
取下げ	316 (6.3%)	364 (8.5%)	447 (13.1%)	356 (16.7%)	333 (18.3%)	220 (15.9%)	2,036 (11.3%)
却下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解の仲介をしない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
和解打ち切り	300 (5.9%)	274 (6.4%)	201 (5.9%)	195 (9.1%)	252 (13.9%)	199 (14.3%)	1,421 (7.9%)
(和解打ち切り理由の内訳)							
申立人の請求権を認定できない	177 (3.5%)	204 (4.8%)	154 (4.5%)	161 (7.6%)	148 (8.1%)	128 (9.2%)	972 (5.4%)
申立人が和解案を拒否した	15 (0.3%)	13 (0.3%)	22 (0.6%)	11 (0.5%)	5 (0.3%)	6 (0.4%)	72 (0.4%)
被申立人が和解案を拒否した	42 (0.8%)	9 (0.2%)	6 (0.2%)	4 (0.2%)	49 (2.7%)	17 (1.2%)	127 (0.7%)
申立人が資料提出に応じない	27 (0.5%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	17 (0.9%)	14 (1.0%)	66 (0.4%)
申立人と連絡がとれない	25 (0.5%)	35 (0.8%)	12 (0.4%)	12 (0.6%)	16 (0.9%)	17 (1.2%)	117 (0.6%)
その他	14 (0.3%)	8 (0.2%)	7 (0.2%)	4 (0.2%)	17 (0.9%)	17 (1.2%)	67 (0.4%)

※ 平成 26 年より、和解打ち切り理由について上記分類にて整理を実施している。

※ 被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案のうち、東京電力社員又はその家族からの申立ての件数は、平成 25 年 10 件、平成 26 年 42 件、平成 27 年 9 件、平成 28 年 7 件、平成 29 年 4 件、平成 30 年 9 件、令和元年 4 件であった（平成 28 年においては、同内容での再申立てであったため、和解案を提示する前に被申立人が拒否の意向を示した案件 1 件（和解打ち切りの理由「その他」として計上）を含んでいる。）。なお、平成 29 年まで、被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案は、いずれも東京電力社員又はその家族からの申立てであった。

※ 被申立人が和解案の受諾を拒否した件数のうち、申立人が集団を構成しているものと認識して申し立てた案件として公表した件数は、令和元年 2 件であった。（被申立人が一部和解案の受諾を拒否したもので、申立人が集団を構成しているものと認識して申し立てた案件として公表した件数は令和元年 1 件であり、これも含めれば令和元年合計 3 件である。）

※ 被申立人が和解案の受諾を拒否した件数のうち、和解仲介手続と関連訴訟が共に係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複しているために、和解案の受諾を拒否したことから打ち切りになった事案が令和元年に 1 件あった。

※ 「その他」には、和解仲介手続と関連訴訟が共に係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複しているために関連訴訟の判決が確定するまでの間、東京電力が和解案の諾否の意見を留保する対応を取ったことにより、和解仲介手続の実施が困難となったことを理由に、打ち切りになった事案が令和元年に 2 件含まれる。

※ なお、「その他」には上記のほか、申立人の意思能力がないことが判明した場合や、申立人が申立後に死亡したが受継がされなかった場合などが含まれている。

○平成 26 年から令和元年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	合計
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	16,391
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)	9,409 (57.4%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)	6,977 (42.6%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)	5 (0.0%)
うち既済件数（令和元年12月末時点）		5,217	4,236	2,788	1,781	988	442	15,452
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,524 (59.6%)	1,338 (48.0%)	817 (45.9%)	407 (41.2%)	133 (30.1%)	9,042 (58.5%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,712 (40.4%)	1,450 (52.0%)	964 (54.1%)	577 (58.4%)	309 (69.9%)	6,406 (41.5%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.4%)	0 (0.0%)	4 (0.0%)
うち未済件数（令和元年12月末時点）		0	3	6	30	133	767	939
内訳	初回申立て	0	2 (66.7%)	3 (50.0%)	13 (43.3%)	44 (33.1%)	305 (39.8%)	367 (39.1%)
	複数回申立て	0	1 (33.3%)	3 (50.0%)	17 (56.7%)	88 (66.2%)	462 (60.2%)	571 (60.8%)
	分離に係る申立て	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)

※ これまでの数字を見直した結果、平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

※ 本表における「既済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、既済となった案件の件数を示す。また、本表における「未済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和元年 12 月末時点において未済である案件の件数を示す。

○平成 23 年から令和元年までの 1 件の申立人数が 100 以上の申立ての推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	累計
申立人数100以上／件の 期間別申立件数（分離を除く）	1	10	11	36	16	14	0	0	1	89
申立人数100以上／件の 期間別申立件数（分離を含む）	1	10	11	36	16	14	0	3	1	92
申立人数100以上／件の 期間別既済件数	0	0	2	15	10	7	6	23	26	89
（内訳）										
和解成立	0	0	2	12	9	7	3	5	15	53
和解打切り	0	0	0	3	1	0	2	18	11	35
一部和解成立あり	0	0	0	0	1	0	1	9	6	17
取下げ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	1	11	20	41	47	54	48	28	3	3

※ 1 件（1 事件番号）当たりの申立ての申立人数が 100 以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化されて申し立てられたため一つ一つの申立てが 100 未満であった場合には、集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまでは、代理人が付かない本人による「集団」申立ては、申立書ごとに事件番号が付されていたので、集計の対象外となる等）。

※ 「和解成立」となっている平成 23 年から令和元年までの累計 53 件の中には、和解仲介手続の過程において、一部の申立人に対して打切りを行ったものを含んでいるが、その中に被申立人が和解案を拒否したことによって打切りを行ったものは存在しない。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	累計	
普通地方公共 団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	2	26	
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	12	74	
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	12	45	
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3	
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	26	148	
普通地方公共 団体からの 期間別既済件数	都道府県	0	0	1	0	1	3	4	2	3	14	
	市	0	0	1	2	13	5	8	10	10	49	
	町	0	0	0	4	9	3	1	11	4	32	
	村	0	0	0	0	1	0	0	2	0	3	
	合計	0	0	2	6	24	11	13	25	17	98	
	(合計内訳)											
	和解成立	0	0	2	6	23	11	13	24	15	94	
	和解打ち切り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一部和解成立あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	取下げ	0	0	0	0	1	0	0	1	2	4	
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
未済件数		0	2	2	26	24	46	47	41	50	50	

※ 地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースが幾つか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※ これまでの数字を見直した結果、平成24年～28年の申立件数及び既済件数については、平成29年までの活動状況報告書と一部異なっている。また、平成24年～27年の未済件数については、平成30年までの活動状況報告書と一部異なっている。

【概要】

令和元年の既済件数は1,388件<sup>13</sup>であり、同年末における累計既済件数は24,605件となった。

取扱状況全体では、年間1,209件の申立てを受け、1,388件が既済となり、既済件数が申立件数を上回った。平成30年と比較すると、申立件数は令和元年には全体として7.9%増加し、既済件数は令和元年には全体として23.7%減少している。センターで手続中の件数を示す未済件数については、令和元年当初の1,119件から年末にかけて940件まで減少した。

令和元年の既済件数1,388件のうち、和解成立件数は969件であり、既済件数の69.8%が和解成立により終了している。平成25年から平成28年にかけては、既済件数全体のうち和解成立件数の割合が8割を超え、平成29年以降は8割を下回っているが、おおむね7割で推移している。なお、令和元年末における累計和解成立件数は19,748件であり、累計既済件数24,605件のうち80.3%が和解成立により終了している。

一方、令和元年の既済件数全体のうち和解打ち切りにより終了した事案は199件であり、既済件数全体のうちに占める割合は、平成30年と比較すると、13.9%から14.3%に増加しており、また、令和元年に和解打ち切りにより終了した事案を和解打ち切り理由

<sup>13</sup> 平成26年5月以降、「集合立件」の方式を導入したため、上記1,388件の中にはそれ以前であれば複数の件数となっていたところを1件にまとめた申立てが一定数含まれており、また、未済となっている件数の中にもそれ以前であれば既済として処理されていたものが含まれている。比較のため、集合立件を行わなかったと仮定して再集計すると、令和元年の既済件数は1,729件（概算）となる。

別にみると、申立人の請求権を認定できないことを理由として和解打ち切りとなったものが128件（和解打ち切りにより終了した件数全体のうちにおける割合は64.3%）と6割以上を占めている。既済件数全体のうち、この理由により和解打ち切りとなったものの割合は平成26年以降増加傾向にある。これは、個々の事案により事情は多様であるため一概に述べることは難しいが、本件事故からの時の経過等に伴い、申し立てられる損害項目と本件事故との因果関係を認定することが難しい案件が増加していることも、その一因になっているのではないかと考えられる。

令和元年に被申立人である東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案の件数は、17件（累計で138件）であった。そのうち、東京電力社員又はその家族からの申立ては4件（累計で85件）であった。

また、令和元年は、被申立人が和解案（一部和解案も含む）の受諾を拒否した件数のうち、申立人が集団を構成しているものと認識して申し立てた案件として公表した件数は3件であった。具体的には、和解案提示理由書を公表した福島市渡利地区住民の集団申立て、南相馬市小高区住民の申立て、相馬市玉野地区住民の集団申立てがある。

また、和解仲介手続と関連訴訟が共に係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複しているために、被申立人が和解案の受諾を拒否したことから打ち切りになった事案が、令和元年に1件あったほか、和解仲介手続と関連訴訟が共に係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複しているために関連訴訟の判決が確定するまでの間、東京電力が和解案の諾否の意見を留保する対応を取ったことにより、和解仲介手続の実施が困難となったことを理由に打ち切りになった事案が、令和元年に2件あった。

令和元年に和解成立により終了した標準的な事案について、手続の進行に即し、要した平均審理期間は次のとおりであった。まず、申立書の受付から1～1.5か月程度で担当仲介委員及び担当調査官が指名され、その旨が申立人等に通知され、この通知に前後して被申立人である東京電力の答弁書が提出される。続いて、仲介委員による審理・調査等が進められ、仲介委員の指名から平均11.0か月で、和解案提示が行われ、そのあと、和解契約が交わされている。なお、仲介委員等の指名から和解案提示までの期間について、平成26年は平均4.6か月、平成27年は平均4.6か月、平成28年は平均6.1か月、平成29年は平均7.9か月、平成30年は平均10.9か月と長期化傾向にあり、令和元年は平成30年よりもわずかに長くなっている。この要因としては、本件事故からの時の経過に伴い、後記「第5 1 本件事故の発生から8年を経て」のような各種復興施策の進展やそれぞれの被害者が置かれている生活環境の変化等によって、事業や生活の具体的な事情が多様に変化しており、その多様な状況ないし事情を個別具体的に捉えて丁寧に審理することが、和解案を提示するために必要となっているという点や、本件事故発生前後の状況についての的確な資料（関係者の記憶等の主観的なものを含む。）の散逸が進行しているという問題がある。加えて、特に弁護士が代理しない本人による申立ての案件においては、申立人が個別の事情について説得的な主張をし、その主張を裏付ける的確な証拠を整理して提出し切れないうことも少なくなく、

案件の長期化を進める一因ともなっている。

## 2 和解成立の損害項目別動向

令和元年にセンターで和解が成立した事案の損害項目別の件数等の内訳は、表7に示すとおりである。

【表7 損害項目別の和解成立件数等】

	和解成立 総件数	項目内訳										
		避難 費用	生命・ 身体的 損害	精神的 損害	うち 増額事例	営業損害	就労不能 損害	検査費用	財物価値 喪失等	うち 不動産 関連	除染 費用	弁護士 費用
件数	969	292	82	356	232	254	125	66	106	55	51	321
(割合)		(30.1%)	(8.5%)	(36.7%)	(23.9%)	(26.2%)	(12.9%)	(6.8%)	(10.9%)	(5.7%)	(5.3%)	(33.1%)
前年比	78.7%	73.0%	74.5%	107.2%	136.5%	60.0%	70.6%	64.1%	57.9%	52.9%	72.9%	59.6%

参考) 平成30年

件数	1,232	400	110	332	170	423	177	103	183	104	70	539
(割合)		(32.5%)	(8.9%)	(26.9%)	(13.8%)	(34.3%)	(14.4%)	(8.4%)	(14.9%)	(8.4%)	(5.7%)	(43.8%)

※ これまでの数字を見直した結果、平成30年の各損害項目の和解成立件数及び割合については、平成30年の活動状況報告書と異なっている。

### 【概要】

全体の和解成立件数の減少に応じて、各項目の和解成立件数も平成30年より減少した。損害項目の割合は、精神的損害の割合が9.8%増加し、営業損害の割合が8.1%減少したが、おおむね平成30年と同じであった。

精神的損害の和解成立件数の増加については、「第2-3 損害項目別の申立件数等」で前述した平成30年4月の浪江町住民の集団申立て打切り後の再度の申立てが多くあったことが一つの要因として考えられる。

## 第4 広報等

### 1 説明会の開催等

センターでは、本件事故による被害者にセンターの存在・役割及び和解仲介手続についてより身近に感じていただけるよう、広報活動に取り組んでいる。

令和元年は、福島事務所を核としつつ、東京事務所との連携の下、次のような取組を行った。

#### (1) 説明会への協力

地方公共団体や関係機関との連携により、福島県内外に居住する被害者を対象として開催された説明会において、延べ約 200 名の調査官及び職員を派遣し、センターの業務や和解仲介手続の概要、申立方法等について説明を行った。令和元年に参加した主な説明会は、表 8 に示すとおりである。特に浪江町主催の説明会は 18 日程に及び、「第 2 2 住所地別の申立件数等」で前述したように、当該広報活動等によって、多くの申立てが行われたと考えられる。そのほか、福島県商工会議所及び会津地域の商工会に所属する経営指導員に対し、和解仲介手続の現況についての説明を行った。

【表 8 令和元年 主な説明会】

日程	説明会（開催場所）	主催者
1月20日（日）	避難者向けADR説明会 (兵庫県芦屋市)	全日本企業福祉協会
1月24日（木）	浪江町個人ADR申立て説明会・相談会 (福島県いわき市)	浪江町
1月30日（水）	浪江町個人ADR申立て説明会・相談会 (福島県福島市)	浪江町
2月2日（土）	浪江町個人ADR申立て説明会・相談会 (福島県南相馬市)	浪江町
2月4日（月）	会津地区商工会正副会長等研修会 (福島県会津若松市)	会津地区商工会連絡協議会
2月9日（土）	南相馬市石神地区向けADR申立てに関する説明会 (福島県南相馬市)	南相馬市
2月12日（火）	磐梯町・北塩原村商工会ADR説明会 (磐梯町)	磐梯町商工会・北塩原村商工会
2月23日（土）	南相馬市石神地区向けADR申立てに関する説明会 (福島県南相馬市)	南相馬市
3月16日（土）	関西地区避難者向けADR説明会 (京都府京都市)	全日本企業福祉協会
3月28日（木）	関西地区避難者・帰還者向けADR説明会 (京都府京都市)	全日本企業福祉協会



4月3日(水)	説明会 (福島県福島市)	中小企業団体中央会
4月19日(金)	説明会 (檜枝岐村)	檜枝岐村商工会
5月20日(月)	福島県食品産業協議会総会・研修会参加者向け説明会 (福島県福島市)	福島県食品産業協議会
6月1日(土)	申立て説明・相談会 (福島県福島市、いわき市)	浪江町
6月2日(日)	申立て説明・相談会 (福島県浪江町)	浪江町
6月8日(土)	申立て説明・相談会 (福島県郡山市)	浪江町
6月9日(日)	申立て説明・相談会 (東京都、宮城県仙台市)	浪江町
6月10日(月)	福島県商工会連合会事務局長研修会ADR説明会 (福島県郡山市)	福島県商工会連合会
8月11日(日)	県外避難者・避難者向けADR説明会 (福島県郡山市)	全日本企業福祉協会
8月12日(月)	県外避難者・避難者向けADR説明会 (福島県福島市)	全日本企業福祉協会
9月2日(月)	申立て説明・相談会 (福島県南相馬市)	原町商工会議所
9月11日(水)	申立て説明・相談会 (福島県南相馬市)	原町商工会議所
9月27日(金)	申立て説明・相談会 (福島県郡山市)	浪江町
10月3日(木)	自治会申立て説明・相談会 (福島県福島市)	浪江町
10月4日(金)	申立て説明・相談会 (福島県福島市)	浪江町
10月5日(土)	申立て説明・相談会 (福島県福島市)	浪江町
10月18日(土)	自治会申立て説明・相談会 (福島県いわき市)	浪江町
10月27日(日)	申立て説明・相談会 (福島県二本松市)	浪江町
11月16日(土)	自治会申立て説明・相談会 (福島県本宮市、二本松市)	浪江町

11月16日(土)	県外避難者・帰還者向けADR説明会 (福島県いわき市)	特定非営利活動法人レスキューストックヤード
11月23日(土)	申立て説明・相談会 (福島県浪江町)	浪江町
11月24日(日)	申立て説明・相談会 (福島県浪江町)	浪江町
11月28日(木)	自治会申立て説明・相談会 (福島県白河市)	浪江町
11月29日(金)	自治会申立て説明・相談会 (福島県郡山市)	浪江町

## (2) センターからのお知らせ等を記載した広報媒体の作成・配布

平成30年に続き、会津支所出張窓口の開設日・開設場所等について周知するためのチラシを作成し、大熊町から会津若松市への避難者や会津地域の事業者へに配布した。このほか、いわき市においても、引き続き、センターの業務内容や、いわき市を含めた自主的避難等対象区域における和解事例を掲載したチラシを作成し、いわき市役所の各支所や公民館、商工会会員事業者への配布を行ったほか、楡葉町住民向けのチラシを作成し、町民に向けて配布を行った。

加えて、法務省との協力の下、全国の法務局・地方法務局及び法テラスにチラシ、パンフレット、ポスター、和解事例集の配布を行った。

これらを含めた広報媒体の配布部数は表9に示すとおりである。

【表9 広報媒体の配布部数】

チラシ	約1,700枚
リーフレット	約4,000部
和解事例集(避難指示等対象区域版)	約720部
和解事例集(自主的避難等対象区域版)	約1,200部
ポスター	約10枚
会津地域避難者向けチラシ	約1,650枚
会津地域事業者向けチラシ	約17,600枚
いわき地域個人向けチラシ	約4,100枚
いわき地域事業者向けチラシ	約5,600枚
楡葉町個人向けチラシ	約3,600部
相双地域事業者向けチラシ	約1,300部

## (3) 広報に係る関係団体との協議

センターが行う和解仲介手続を福島県内外の避難者に広く周知する方策について、

日本弁護士連合会及び福島県弁護士会、日本司法書士連合会及び福島県司法書士会との協議を重ねた。

また、福島県内全域の複数の商工団体（商工会議所・商工会連合会広域指導センター等）を訪問し、ADRの概要や実情についての説明及び意見交換を行った。

#### **（４）福島県内地方公共団体・商工団体の広報誌・ホームページへの案内記事掲載**

福島事務所会津支所出張窓口の開設を契機として、開設日・会場と共にセンターの業務内容を周知することを目的として、福島県庁が全国の避難者に向けて発行する「ふくしまの今が分かる新聞」や、大熊町・会津地域の地方公共団体や商工団体が発行する広報誌及びホームページに、センターの案内記事を掲載した。

#### **（５）新聞広告の掲載**

センターで取り扱う損害賠償項目やセンターを利用するメリット、福島事務所会津支所出張窓口の開設を周知するため、平成31年1月に福島地方紙2紙にそれぞれ2回、広告を掲載した。

## 2 電話による問合せの状況

問合せ専用のフリーダイヤルへの問合せ件数は、表 10 に示すとおりである。

【表 10 問合せ専用ダイヤル受付件数の推移】

○平成 23 年から令和元年までの推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
受付件数	3,390	12,364	7,162	5,732	3,920	2,388	1,527	1,000	837

※ 平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

○令和元年、月別内訳

	令和元年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
受付件数	82	73	100	96	61	57	60	65	73	70	52	48

### 【概要】

令和元年のコールセンターにおける受付件数は 837 件であり、前年から 16.3%減少した。問合せ内容として最も多かったものが、センター概要や申立手続に関するもので 83.5%（平成 30 年は 87.1%）であった。次いで多かったものが、東京電力への不満や問合せに関するもので 13.0%（同 22.4%）、個別事案の相談や賠償の可否に関するものが 7.0%（同 14.2%）であった。中立・公正な立場に立って和解仲介手続を適切に実施すべきセンターとしては、個別事案の相談や賠償の可否に関する問合せは受け付けていないため、相談先として、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、法テラス、地方公共団体等の連絡先を示して対応している。

コールセンターへの問合せ件数の減少は、申立件数自体が減少していることやセンターが発足して 8 年以上が経過して手続が周知されてきたことによるものとも考えられるが、申立手続の相談だけでなく、年々問合せ件数に占める割合が減少傾向にあるものの、センターとして対応することが適当でない個別事案の賠償の可否等に関するものもなお一定の割合を占めており、引き続き適切かつ丁寧な対応が必要である。

## 第5 当面の課題と解決に向けた取組

### 1 本件事故の発生から8年を経て

平成31年3月には、本件事故から8年が経過した。平成29年4月までに双葉町・大熊町を除いた計9市町村において、全ての避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示が解除されていたが、平成31年4月には、福島第一原子力発電所立地自治体である大熊町においても、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示が解除され、これにより、双葉町を除き、全ての居住制限区域・避難指示解除準備区域が解除された。また、平成31年3月に改正された政府の「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針において、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てについて避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、まずは、6町村の特定復興再生拠点区域について、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、生活環境整備及び帰還環境整備を進めること等が明記され、これに従った除染作業等、復興に向けて各種施策が進んでいる状況にある。

令和元年の申立件数は、1,209件であって、平成30年の申立件数を上回った。また、令和元年の和解仲介申立てのうち438件(36.2%)が初回申立てであった。こうした新受案件の動向に加え、令和2年3月には本件事故から9年が経過し、原発事故発生から10年が経過するまでの期間が1年を下回る中<sup>14</sup>、当センターとしては、引き続き迅速かつ適正な和解仲介手続の実現に努めるとともに、更に周知を図った上で、被害者が、適切に権利行使を実現することができるよう努める必要がある。

### 2 案件処理の現状と課題

#### (1) 審理期間の長期化を避けるための方策

令和元年に和解成立により終了した事案については、仲介委員の指名から平均11.0か月で、和解案が提示されている。また、令和元年12月末時点でセンターに係属する未済案件は、940件であるところ、このうち約5分の1は、申立後1年以上が経過した案件、約6%は、申立後2年以上が経過した案件となっている。

これらの数値を前年(平成30年)で見ると、仲介委員の指名から和解案提示まで、平均10.9か月を要し、また、前年(平成30年)12月末時点でセンターに係属する未済案件1,119件のうち、約3分の1は申立後1年以上が経過した案件、約1割は申立後2年以上が経過した案件となっていた。令和元年には、前年に比べ、未済案件に占める申立後1年以上又は2年以上が経過した案件の割合が相当程度減少したが、和解成立により終了した事案の仲介委員指名後和解案提示までの期間は若干長期化したものであり、引き続き未済案件をどのように迅速に処理していくかは重要な課題である。

案件の審理期間が長期化傾向を示している要因としては、本件事故からの時の経過に

<sup>14</sup> 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律第3条により、特定原子力損害に係る賠償請求権に関しては、不法行為による損害賠償請求権の期間の制限について規定した民法第724条の適用については、損害及び加害者を知った時から10年間行使しないときは、時効によって消滅する、などとされている。

に伴い、前記「1 本件事故の発生から8年を経て」のような各種復興施策の進展やそれぞれの被害者が置かれている生活環境の変化等によって、事業や生活の具体的な事情が多様に変化しており、その多様な状況ないし事情を個別具体的に捉えて丁寧に審理することが、和解案を提示するために必要となっているという点や、本件事故からの時の経過に伴い、本件事故発生前後の状況についての的確な資料（関係者の記憶等の主観的なものを含む。）の散逸が進行しているという問題がある。加えて、特に弁護士が代理しない本人による申立ての案件においては、申立人が個別の事情について説得的な主張をすることや、その主張を裏付ける的確な証拠を整理して提出することに対応し切れないことも少なくなく、案件の長期化を進める一因ともなっている。このような状況に対応すべく、各パネルにおいては、被害者に寄り添いながら、主張及び証拠に関する釈明事項を具体的に検討し、必要に応じて個別に当事者にその釈明を求め、さらには、個別の経験則を勘案した上、和解案を提示することができるかどうかを判断しているところであって、こうした丁寧な対応にも時間と労力を要している。

そこで、センターとしては、上記のような丁寧な対応を尽くしながらも、事案の適正かつ迅速な解決を図るように、不断の努力を積み重ねていく必要がある。具体的には、案件の進行は担当パネルの裁量に委ねられていることは踏まえつつも前年から推進してきたより経験のある他の法律専門家に対する助言の依頼・相談の体制や、平成30年4月2日以降に立件した案件については、1案件について原則1名としていた調査官を原則として2名の調査官を充てて実質的な合議を充実させる体制を一層強化することとし、事案のより適正かつ迅速な解決を図ってきている。今後とも、調査官全体の案件処理体制の充実を図り、担当パネルの調査を支える調査官の執務体制についてバックアップを行うこととしたい。

なお、令和元年には、センターで調査官を含む職員を対象に、福島県の現地視察を3回実施し、累計で18名の調査官が参加している。帰還困難区域内を含め、大熊町、双葉町及び飯舘村を視察したほか、浪江町、富岡町、葛尾村、南相馬市、川俣町、田村市、伊達市及び福島市等、広く対象としている。現地視察は、平成28年から実施していたところであり、また、前記第3の広報活動を実施するに際しても、関係者の声をじかに聞くことのできる機会であると捉えて調査官も派遣してきたが、一層実態に即した和解仲介の実施に資するよう、今後も継続的に現地視察等を実施することにより、被災地の実情をじかに見聞き、本件事故後の被害状況の推移や復興の進捗状況の把握に努めていきたい。

## （2）申立案件に対する対応等

### ア 個別申立案件への対応

令和元年の申立件数は、1,209件であり、平成30年よりも88件増加した。その要因の一つとしては、前記第3のとおり広報活動を行ったことのほか、平成30年4月に浪江町住民の集団申立てが打切りとなったが、同集団申立ての打切り後、集団申立てに参加した浪江町住民による個別申立てが行われるなど、集団申立てに参加した被害

者による再度の申立てが多くあったということがあげられる。他方、弁護士代理による申立ての割合が昨年の 34.3%から 20.5%と減少し、その反面、本人申立ての割合が増加している。再度の申立てであっても、弁護士が代理しない本人による申立ての案件においては、必ずしもセンターの手續について熟知しているわけではない。複数回申立ての申立人であっても、集団申立てに参加した経験しかなければ、センターの機能、手續等について十分に認識していない場合も少なくない。また、本人による申立ての場合、センターが用意した申立書式に記載の事項を全て記載することが負担であるという声も聞かれるところである。センターとしては、被害者に寄り添いながら円滑、迅速かつ公正に紛争を解決するという目的の実現のため、必ずしもセンターが用意した申立書式に記載事項の全てが記載されていなくとも、受理した上、適宜、調査官が電話聴取等を行って必要な事情を把握するといった丁寧な対応を行ってきたところであるが、引き続き同様の対応を続けていきたい。

一方、未済件数については、平成 31 年当初の 1,119 件から年末にかけて 940 件にまで減少し、平成 26 年末の 2,788 件や平成 27 年末の 2,746 件との対比で見ると、約 3 分の 1 の件数となっている。件数が減少しても個別の事情を審理する必要性が高まったことにより、より丁寧な審理を要することとなったことは前記のとおりである。このような状況を踏まえ、これまでの案件処理一般において提供してきたサービスの質を落とすことのないように配慮しつつ、行政機関としては事務量に応じた適正な人的・物的態勢をとる必要があることから、センターにおいては、そのバランスとして、現状では調査官の人数について自然減に任せることとしており、その結果、調査官の人数は平成 30 年末の 161 名から令和元年末にかけて 132 名にまで減少した。また、同年 12 月には、東京都内の 2 か所の事務所を 1 か所に集約するなどした。申立件数の将来予測は必ずしも容易ではないが、今後の件数の動向を見据えながら、引き続き、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置されたセンターの目的の実現に必要な人的・物的態勢を維持しつつ、適正な規模の態勢をとっていきたい。

## イ 集団申立案件及び地方公共団体による申立案件への対応

1 件の申立人数が 100 以上である申立て（集団申立て）に係る案件については、平成 30 年末時点においては 28 件が係属していたところ、令和元年 12 月末現在、3 件が係属しており、また、このうち 1 件は、令和元年に申し立てられたものである。集団案件においては、数多くの申立人に係る申立てを一度に審理する必要があるため、単独の申立てがされた案件に比べ、より多くの時間とマンパワーを要する。しかし、担当パネルにおいては、集団案件であっても、当事者が希望する場合には、可能な限り、申立人ごとの個別の事情を広く採用しながら、その公約数的な事情を抽出して和解案に反映させるなどして、当事者の意向を踏まえた和解仲介手續を実施し、和解の成立に至っている件も少なくない。引き続き、所要の体制を整えることで、当事者の意向を踏まえた丁寧な和解仲介手續の実施に努めたい。

また、普通地方公共団体による申立てについては、福島県内のみならず、東北地方、関東地方を始めとする多くの団体を申立人として、主として、①放射能検査・測定・除

染費用、②風評被害対策費用、③人件費等の賠償を求める申立てが係属している。地方公共団体案件は、東京電力との直接請求による相対交渉で解決が図られる場合も多いが、センターに申立てがされる案件は、相対交渉で解決しなかった紛争性の高いものであり、本件事故からの時の経過もあいまって、和解案を提示するためには詳細な主張や立証を必要とすることが多い。勢い膨大な請求項目について主張や証拠を整理していくことになるため、典型的に1件1件の審理負担が重く、審理に時間を要する例も少なくない。普通地方公共団体による令和元年の申立件数は26件であって、平成29年の14件、平成30年の19件よりも増加している上、福島県下の地方公共団体でも現時点までに申立てをしていない地方公共団体も存在すること、地方公共団体は、会計年度に合わせて申立てを行う例が多いことなどからすると、今後も新規・継続申立てがされると予測され、引き続き、審理に要する人的体制を確保しつつ、適正かつ迅速に案件を解決させるための検討や工夫が求められている。

### (3) 新規申立案件の迅速処理

前記のように、現に係属している案件を適正かつ迅速に解決させることはもちろんであるが、新たに申し立てられた案件についても、迅速に処理することが求められる。また、初回申立ての割合が36.2%に上り、複数回申立てとなる申立てであっても、集団申立て以外には当センターを利用したことがないという申立人も多数含まれている。

こうした申立人の請求内容は、事故時から近時に至るまでの長期間に及ぶ損害の賠償を求めるものとなり、その損害の有無及び内容を判断するには多数の論点の検討を要することになる。また、単に申立書の記載にとどまるのではなく、申立人の真意を把握した上で、その意向を反映する形で、適切な申立ての拡張、変更となるよう検討を促すことが、適正な賠償を実現するための審理としてより望ましいと考え、励行している。そのためには、申立人との間の具体的なやりとりなど、実際に和解仲介手続に関する必要な調査を行う調査官が、多様・多角的視点を有している必要がある。センターでは、これまで、例えば、ある調査官は事業者が申立人となっている案件を専門的に担当するといったように、調査官の専門化を進めてきた。この点について、平成31年2月以降、それまで当該調査官が担当してこなかった類型の案件についても、当該調査官がより経験のある仲介委員や調査官と共に協働して担当する機会を設けるなどして、調査官がより、多様・多角的視点を身につけることができるよう図っている。

このほか、係属案件と共通するところではあるが、和解案の提示の可否、和解案の内容を検討するためには、申立人ごとの個別の事情をより丁寧に審理する必要があることから、センターでは、前記(1)に記載した各種の取組を更に強化し、調査官同士の意見交換を活性化し、多様な観点から案件の検討を行うとともに、案件の滞留を防止し、迅速に案件を解決することを目指している。



#### (4) 清算条項を付した和解

昨年の活動状況報告書においても記載のとおり、従前は、センターでは清算条項<sup>15</sup>を含む和解を成立させることに消極的な姿勢を取ってきたが、本件事故からの時の経過に伴い、事案として清算条項を付すこともやむを得ない事例が増えることは否定できず、東京電力において、清算条項を付すことを条件に和解に応じる旨の意見を求め、申立人においても清算条項の意味を理解した上で了とする場合には、実際に同条項を付した和解をするようになっている。もっとも、担当パネルにおいては、東京電力が清算条項を条件とする意見を述べてきた場合であっても、それを直ちに受け入れるのではなく、清算の対象となる範囲等を含めて和解内容の合理性等も慎重に検討した上、さらに、申立人の清算条項に対する理解等も十分に確認し、申立人が清算により不測の不利益を被ることのないように注意しながら和解仲介手続を進めている。

#### (5) 東京電力が和解案の受諾を拒否したことによる打切り案件

センターは、中立的な立場にある仲介委員が提出された主張及び証拠を法的に検討した結果を踏まえて適正・妥当と考える和解案を提示し、これを受諾するよう当事者に対して説得を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ることをその目的とする組織である。したがって、パネルが和解案を提示したにもかかわらず、東京電力が和解案の受諾を拒否したとしても、まずは和解による紛争の解決を目指すべきことは当然である。

しかし、他方で、当事者間の主張の隔たりが大きく、先鋭に対立しているなど、センターによる和解仲介手続による解決の見込みがないと判断される案件については、被害者に対し、適切な時期に訴訟という選択肢も踏まえた手段選択の検討をしてもらうことも重要と考えられる。そこで、平成30年4月以降、担当パネルにおいて、和解の成立に向けて最大限の努力をしたものの、東京電力の和解案への応諾を得られない場合には、和解仲介による紛争解決の見込みがないとして和解仲介手続を打ち切るという判断をしている。また、センターにおいては、和解仲介手続を申し立てようとする者の手続選択上の考慮材料を提供すべく、そのうち一部の結果の概要等をホームページ上に公表している。

### 3 訴訟とADRの関係

#### (1) 集団訴訟の判決

令和元年には、国や東京電力に対する本件事故を原因とする損害賠償請求訴訟について、地方裁判所において6件の集団訴訟の判決が言い渡され、その累計は令和元年12月末時点で13件となる。また、令和元年11月には、高等裁判所に係属中の集団訴訟の口頭弁論が終結し、令和2年に判決の言渡しが予定されている。

平成29年活動状況報告書に記載したとおり、平成29年に開催された原子力損害賠償紛争審査会においては、集団訴訟の判決が確定していない現時点では、これらの判決の

---

<sup>15</sup> 本件事故に起因する全部又は一部の損害に関し、当該和解に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する旨の条項

内容を理由に中間指針の見直しを検討するのは時期尚早である旨の考え方が示され、その後開催された審査会においても、改めてその旨の確認がされている。各パネルにおいては、引き続き、現行の中間指針及び総括基準を踏まえて和解仲介手続を実施していくことになるが、引き続き判決の動向を注視していきたい。

## (2) 関連訴訟の係属と和解仲介手続の関係

東京電力が関連訴訟の判決が確定するまでの間、和解案の諾否の回答を留保する旨の意見を述べる案件については、申立ての請求内容と関連訴訟の請求内容が重複していないとはいえない場合であっても、可能な限りセンターの和解仲介手続における和解成立に向けて東京電力を説得しており、このような説得の結果、東京電力が訴訟物の重複に関する主張を撤回するなどして和解が成立した例や、申立人が東京電力から和解に基づき賠償金の支払を受けた場合には関連訴訟を取り下げ、東京電力がこれに同意する旨の条項を含んだ和解が成立した例も存在している。他方で、東京電力が留保の意見を維持する場合には、東京電力にも裁判所における民事訴訟により請求権の全部又は一部の不存在を確定させる法的利益があること等を踏まえ、申立人に手続選択についての検討を求め、結果的に、訴訟物の重複と東京電力の回答留保が解消されない場合には、和解仲介による紛争解決の見込みがない状況に陥っているとわざるを得ないことから、手続を打ち切ることもやむを得ないと解して対応している。また、申立ての請求内容と関連訴訟の請求内容が異なっている場合であっても、両者が先決関係にあるなど、実質的に重複する関係にあるとして、東京電力が和解案に対する諾否の回答を留保する旨の意見を述べることがあるが、かかる案件についても、各パネルにおいて、基本的には、前記の方向で和解仲介手続を実施している。

## 4 広報活動

### (1) 広報活動の必要性

前記第3のとおり広報活動を行ったこともあって、令和元年の申立件数は、1,209件となり、平成30年と比較すると、88件の増加となったものであるが、その中に占める初回申立ての件数は、依然として、438件(36.2%)となっている。この初回申立ての件数及び新受件数に占める割合は、センターを利用したことのない被害者が多数存在していることをうかがわせるものといえる。

また、広報活動を行う過程を通じて、本来、和解仲介手続の申立てをすることによって損害賠償の実現が可能な被害者でありながら、①㉞センターの存在自体をそもそも知らなかったり、④自治体の広報誌などを通じてセンターの名前や存在は知っているが具体的な業務内容までは理解されていなかったり、あるいは、㉞自らが被害を受けた権利者として利用し得るとは考えていなかったりする者が存在すること、②平成30年4月に、浪江町の集団申立案件について、東京電力が和解案の受諾を拒否したことを理由に和解仲介手続を打ち切って以降、東京電力による和解案拒否とそれに基づくADR手続の打切りの報道が続いたことから、センターに和解仲介の申立てをしても和解が成立し

ない、いわばセンターは機能を失っていると考えている者が存在している、といった広報活動上の課題も把握されている。①の類型、特に④⑦については、NPO法人が主催する県外避難者向けの説明会等への協力を行う中で、参加者へのアンケートや説明会後の参加者とのやり取りを通じて顕在化することが多いことから、とりわけ県外避難者を中心に存在していると考えられる。②の類型については、県内の個人、事業者に共通して存在することが様々な機会を通じて把握されているところである。

センターとしては、本件事故の被害者において、センターの活動と実績に関する正確な認識を有していただけるよう、引き続き、和解仲介手続の目的、機能、果たすべき役割、実績等について周知を図り、より多くの被害者に正確な情報が行き渡るように努める必要がある。このような広報には特効薬はなく、申し立てられた1件1件の案件において被害者に寄り添った活動を行い続けることを前提としながら、地道に広報活動を行うほかはないと考えている。

## (2) 個人案件に関する広報活動

センターとしては、主として、前記①・②の各類型への対応の観点から、地方公共団体と協議し、地方公共団体の広報誌にセンターの概要、和解実績や和解事例等を掲載するなどして広く周知を図ってきたほか、地方公共団体が主催する住民を対象とする説明会には、規模の大小を問うことなく、センターの職員、調査官を派遣し、過去の実例等を具体的に説明するなどして協力してきた。また、主として前記①の類型への対応の観点から、NPO法人が主催する県外避難者向けの説明会等への協力を行っており、特に、帰省時期やこれに限らず県内で実施する交流会等に併せて県内で実施すると、参加者の関心もより高いことがうかがわれた。今後も避難者支援団体や弁護士会・司法書士会との連携を深め、可能な範囲で、県外避難者への広報活動についても一層強化する必要がある。

こうした活動が、申立件数の増加や初回申立てが一定の割合を占めることにつながったものと考えられる。

## (3) 事業者案件に関する広報活動

事業者については、主として前記②の類型に関わる広報活動が必要であると認識している。とりわけ商工業者については、一般的にセンター自体についての認識は有していると考えられるものの、東京電力のプレスリリースに基づく直接請求を行い、一定額の賠償金の支払を受ける、あるいはその支払を拒絶されるといった応答を受けた場合、その応答内容に不満があったとしても、センターに申立てをしても、結論が変わることは絶対はないと考えたり、事業者によってはセンターに更なる申立てをすることができないと考えたりする可能性があるのではないかと考えられる。そのためか、事業者については、営業損害の申立件数が、302件であって、平成30年比で71.7%となっており、申立件数自体が増加している中、大きく減少している。被害者である事業者にも、センターの具体的な審理方法や和解実績を伝えることで、センターが果たしている役割等につい

て認識してもらう必要がある。

そこで、センターは、平成 30 年に福島県内のうち浜通り及び会津地域の幾つかの商工団体（商工会議所、商工会連合会の広域指導センター等）を訪問したところであるが、このような状況を踏まえ、令和元年にも再度こうした機関や中通りの商工団体等を含め、ADR の概要や実情についての説明及び意見交換を行った。こうした意見交換等の結果、複数の団体が、令和元年に会員向け説明会等を実施することとなり、センターもこれに協力して、その周知を図っている。周知に当たっては、2 年分相当額の賠償金の支払を受けた後の超過分についての賠償の実現が困難な事例であっても、2 年分相当額や平成 27 年 2 月又は同年 7 月までの賠償金額が適正な賠償金であるかについて見直した結果、増額賠償が認められた事例やその見直しの方法などを具体的に説明するなどした。

#### （４）消滅時効に関する広報活動

令和 3 年 3 月には、本件事故から 10 年を経過することとなる。消滅時効については、事故後 10 年で一律に全ての賠償請求権が時効を迎えるわけではなく、また、東京電力において「時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、(略) 消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただきたいと考えております」等々と表明しているところではあるが、時効の問題を離れても、前記のとおり本件事故からの時の経過によって、適切な資料が散逸するといった事態が発生し得るのであり、こうした観点からも被害者においては適時にセンターへの申立てを含め、権利を行使することが重要である。センターとしては、時効制度には平明でない部分もあることを踏まえながら、被害者に対し、適切に、わかりやすい周知活動を行いたい。

#### （５）今後の広報活動の方向性

これまでも、センターとしては、地方公共団体や関係団体（弁護士会、司法書士会、NPO、商工団体等）を通じて広報活動に努めてきたところであるが、今後も引き続き、関係地方公共団体や関係団体との緊密な連携の下、福島県内の各地域の実情に即した広報活動に努めることにより、適切な賠償が実現されるよう活動してその任務を全うしていきたい。その際には、復興途上にありながら令和元年台風第 19 号等の一連の豪雨・暴風の災害に遭い、改めて困難な生活・生業の再建に向けた活動を余儀なくされている被害者のことも受け止めて、きめ細かな活動を心掛けたい。

### 5 終わりに

センターとしては、これまでの活動を踏まえた上で、新たな状況の変化にも十分配慮しつつ、引き続き、被害者に寄り添いながら、適切な賠償の実現を図るために必要かつ適切な体制及び運営の維持に努め、和解仲介手続による紛争解決を必要とする被害者の期待に応えられるよう尽力していきたい。また、東京電力においては、平成 29 年 5 月に認定された「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」で明記されている「3 つの誓い」に従い、センターの実施する和解仲介手続に対し、引き続き真摯な対応が求められる。